

令和3年5月26日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二

令和3年度「二次交通データの高度化とデータの有効活用事業」委託業務に係る
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度「二次交通データの高度化とデータの有効活用事業」

2. 事業目的

広大な面積を誇る北海道を効率的に周遊観光するためには、正確な二次交通情報の把握は必須となる。移動検索サービス等を展開しているコンテンツプロバイダーに対して、正確で使いやすい二次交通データを提供する事は年々重要性を増しているが、データに高い精度を求める国際的大手コンテンツプロバイダーにおいて採用は進んでいない。加えて、二次交通を活用した観光には、二次交通間でのスムーズな乗換え、乗り継ぎも必要となるが、各地の観光資源に対して季節、魅力時間等を加味したダイヤが組まれる事が望ましい。

この様な課題を解消するために国際的な大手コンテンツプロバイダーへの北海道二次交通データ採用を促進させることで利便性を高めて二次交通利用率を向上させ、より効率的で満足度の高い観光の提供を図る。

3. 実施期間 契約締結日～令和4年3月10日予定

4. 委託事業者向け事業説明会

新型コロナウイルス感染症対策として事業説明会は実施しない。質疑についてはメールにて受付け、回答とする。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 担当：高橋
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064
E-Mail：m_takahashi@visithkd.or.jp

1. 事業目的

広大な面積を誇る北海道を効率的に周遊観光するためには、正確な二次交通情報の把握は必須となる。移動検索サービス等を展開しているコンテンツプロバイダーに対して、正確で使いやすい二次交通データを提供する事は年々重要性を増しているが、データに高い精度を求める国際的の大手コンテンツプロバイダーにおいて採用は進んでいない。一例として道内の二次交通事業者、コミュニティバス管理自治体では簡易的に道路中央にバス停を設定している例が多く見られるが、Google では正確なバス停位置情報（上下線ポールデータ）を取得する必要がある。

観光を主体とした事業者間のダイヤ連携という観点からみると、シームレスな乗換え、乗り継ぎも必要となるが、ダイヤは事業者（自治体）ごとに作成され、観光客の利便性、満足度迄考慮したダイヤとなっていない。

以上の課題を解消するべく、Google、百度などの国際的な大手コンテンツプロバイダーへの北海道二次交通データ採用を促進させることと、更に一元化したデータを元にデータサイエンス技術を使って最適な観光ダイヤの提案を二次交通事業者、自治体に対して行う事により、二次交通情報が適切にインバウンドに提示され、より効率的で満足度の高い観光を提供する。

対象国・エリア：中国、台湾、香港、シンガポール、欧米（英語圏）

2. 事業対象地域

北海道全域

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団関係事業者ではないこと。また、暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への

参加を除外されていないこと。

- ⑥ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
 - ⑦ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素にします。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和4年(2022年)3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

令和3年5月26日（水）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始。
令和3年6月9日（水）17:00	企画提案参加表明締切。
令和3年6月16日（水）15:00	企画提案書の提出期限。
令和3年6月下旬～7月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始。
令和4年3月10日（木）予定	全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※ 新型コロナウイルス感染症対策として事業説明会は実施しない。質疑についてはメールにて受付け、回答とする。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年6月9日（水）17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 広域観光部（担当：高橋）

TEL 011-231-0941 Email: m_takahashi@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

8. 委託業務内容

(1) 二次交通データの高度化

現在二次交通事業者、コミュニティバスを管理する自治体が保有していない二次交通データ（ポールデータ、シェイプデータ等）の整備と、多言語化（簡体字等）することにより、Google、百度等の国際的大手コンテンツプロバイダーへの道内二次交通データの採用を促進させる。また二次交通データの全道カバー率を向上するためにも、データ提供未承諾だった二次交通事業者、コミュニティバス管理自治体を新たに勧誘教育する。

(2) 二次交通データを活用したデータサイエンス技術による提案

収集した二次交通データを基に分析を行い、最適な観光のためのダイヤを提案する。提案を基に二次交通データの二次利用有用性について検証する。

(3) 目標と成果指標

① オープンデータプラットフォーム参画促進

アウトプット：事業進捗・成果報告会 2回以上開催

参加交通事業者・自治体数 100団体以上（Web参加含む）

アウトカム：参画交通事業者・自治体数 86団体以上

② 二次交通事業者、自治体教育

アウトプット：交通事業者・自治体 30団体以上への個別指導、講習会等実施

アウトカム：新たに自社にて情報更新に取り組む事業者・自治体数 24団体以上

③ 中国語簡体字データベースの活用

アウトプット：中国簡体字化するバス停数 50,000か所以上

アウトカム：データベースを活用する Web Map プラットフォーマー数 1社以上

④ データ品質の向上

アウトプット：ポールデータ整備 30,000か所以上、シェイプデータを取得するバス事業者・団体数 30団体以上

アウトカム：Google Map 掲載事業者・自治体数 68団体以上

⑤ データサイエンス技術による提案

アウトプット：観光地分析結果 100か所以上

AI等を利用したデータサイエンス技術による提案対象団体 7団体以上

アウトカム：提案内容に対する意見収集 5団体以上

(4) 事業実施報告書の提出

事業終了後、事業の実施内容と成果を報告書として提出すること。

(5) 民間とのタイアップ

民間企業との協力・支援内容について提案すること。

(6) 遵守するガイドライン

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会）、鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）ならびに北海道指針（北海道スタイル）を遵守する。

① マスクの着用

② 身体的距離の確保（2メートルを目安）

③ 外気の取り入れ。または、こまめな換気（30分おき程度）

④ 手洗い、消毒の実施（外から施設への入室時等）

⑤ スタッフは朝、出勤時に検温を行い、発熱や風邪の症状等がある場合は出勤を取りやめる。（発熱の目安は平熱＋1℃以上。咳、のどの痛み、味覚や嗅覚に異常、COCOAより感染者との接触が通知された場合などについても出勤を取りやめる。）

9. 予算上限額

31,850千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部（担当：高橋）
TEL 011-231-0941 Email: m_takahashi@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 令和3年6月16日（水）15:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール、またはROM等により納品すること。なお電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

13. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

※なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、プレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡をする。

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が令和3年度に実施する「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上